

議 題 2

吉野町地域公共交通協議会会長の選出について

吉野町地域公共交通協議会設置要綱第5条第2項の規定により、協議会長の選出を求めます。

1 概要

協議会には、会長を置くこととし、委員が互選することとなっていることから、会長を選出する。

2 職務

会長は、会務を総理し、交通協議会を代表する。

会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(参考)

前会長 山田 芳雄 氏 (吉野町総務参事)

平成28年6月15日から平成29年3月31日まで